特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額　（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額　（リ）				
Tier2資本				
Tier2資本の額　（（チ）－（リ））（ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計　（（ト）＋（ヌ））（ル）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				

リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率　（（ハ）／（ヲ））　％				
連結Tier1比率　（（ト）／（ヲ））　％				
連結総自己資本比率　（（ル）／（ヲ））　％				
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。